写

海老名市監査委員告示第　8　号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、まちづくり部の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成29年4月27日

海老名市監査委員　　三田　弘道

海老名市監査委員　　雨宮　徳明

海老名市監査委員　　倉橋　正美

定期監査結果報告書

1　監査の対象部課及び所掌事務

【まちづくり部】

（１）都市計画課

まちづくりに係る計画の策定及び調整に関すること。都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号)に基づく決定等に関すること。国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)に基づく届出等に関すること。都市景観形成に関すること。屋外広告物（違反広告物の簡易除去を除く。）に関すること。都市交通政策に係る企画及び調整に関すること。部の庶務及び調整に関すること。部内の事務分掌の調整に関すること。開発行為及び建築行為の指導等に関すること。建築確認申請に関すること。建築協定に関すること。租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)に基づく優良宅地造成及び優良住宅新築の認定に関すること。建築物の震前震後対策事業に関すること。

（２）住宅公園課

住宅政策に関すること。市営住宅に関すること。急傾斜地崩壊防止に関すること。住居表示に関すること。字区域に関すること。公園の設置及び管理（海老名運動公園、北部公園及び中野公園の管理を除く。）に関すること。

（３）市街地整備課

土地区画整理に関すること。再開発に関すること。大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)に基づく許可等に関すること。

（４）　駅周辺対策課

駅周辺整備事業の計画及び実施に関すること。海老名駅自由通路の整備に関すること。海老名駅自由通路の維持管理に関すること。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく協議会に関すること。放置自転車等及び自転車等駐車場に関すること。海老名中央公園地下駐車場に関すること。

（所掌事務はいずれも監査基準日現在）

2　監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3　監査の対象期間

平成 28 年３月１日から平成 29 年２月 28 日まで

4　監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するととも

に、関係職員に説明を求めた。
（１）予算の執行・収入支出に関する事務
（２）契約に関する事務
（３）財産管理に関する事務
（４）庶務に関する事務
（５）補助金交付に関する事務

5　監査年月日
平成 29 年 4 月 26 日

6　監査の結果
監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。